

家事調停手続に関するQ&A
(調停申立てを考えている方へ)

1 調停の実施日や実施する時間帯

Q1 調停はいつ行われるのですか。

A 調停は裁判所の開庁日である月曜日から金曜日（ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）に行われます。

調停期日は裁判所が指定し、名古屋家庭裁判所本庁では、開始時間は午前10時、午後1時15分及び午後3時に指定されることが多く、1回の調停期日にかかる時間は全体で2時間程度です。

なお、支部においては、調停開始時刻等が本庁と異なる場合があります。

2 調停の申立てをするときに

Q2 どの裁判所でも申立てができますか。

A 全国各地にある家庭裁判所のうち、各裁判所がそれぞれ担当する範囲はあらかじめ決まっています。一般の家事調停の場合は、「相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所」に申し立てることになります。

なお、当事者が合意で申立てを行う裁判所を決める場合は、書面による合意が必要です。

Q3 申立ての受付場所はどこですか。

A 名古屋家庭裁判所本庁においては、離婚等の一般調停は1階の「家事受付センター」、遺産分割及び遺留分減殺調停については3階の「遺産分割センター」です。

なお、遺産分割調停については、Q32 のとおり、申立前に手続案内を御利用ください。

支部においては、上記と異なりますので、詳しくは申立てをお考えの支部へお問い合わせください。

Q4 調停手続を利用するためには、どの程度費用がかかりますか。

A 調停の申立てをするには、収入印紙と切手を申立てと同時に納めていただく必要があります。夫婦関係調整(離婚)調停の場合は概ね2100円程度(収入印紙代、切手代)です。申立てを行う調停手続によって金額が異なりますので、「上記以外の主な家事事件に関する手続」内の該当する事件の「手続説明」をご覧ください。なお、「手続説明」がない場合やご不明な点がございましたら、名古屋家庭裁判所本庁家事受付センター又は申立てをお考えの支部へお問い合わせください。

嫡出否認、認知及び親子関係不存在確認事件は、多くの場合、DNA鑑定を行います。その場合、通常約10万円程度の費用(鑑定料)が必要となります。

Q5 外国人は利用できますか。

A 申立人も相手方も日本に居住している場合には、原則として利用できます。なお、日本語が話せない場合には、通訳ができる方を同伴してください。

Q6 相手方の住所が分からない場合は、裁判所で調べてもらえますか。

A 裁判所が相手方の住所を調べることはありません。
相手方の住所が不明の場合、調停手続を進めることはできませんので、その場合は、弁護士等の法律の専門家に御相談ください。

Q7 離婚の合意はできていますが、親権者については決まっていません。
この場合、どのような調停の申立てをすればよいですか。

A 夫婦関係調整（離婚）の調停の申立てをしていただくこととなります。未成年のお子さんがいて離婚をする場合には、離婚とともに未成年者の親権者を定める必要があるからです。

Q8 親権者変更について合意している場合でも、調停が必要ですか。

A 親権者の変更は、必ず家庭裁判所の審判または調停によって行わなければなりません。当事者の協議だけで親権者を変更することはできないので、親権者変更の調停の申立てをしていただく必要があります。

3 調停期日に出席するときに

Q9 駐車場はありますか。

A 駐車場はありますが、駐車できる台数に限りがありますので、できるかぎり公共交通機関でお越してください。

Q10 一人で裁判所に行くのは心配なので家族や友人についてきてもらってもいいですか。

A 付き添っていただくことは構いませんが、調停室にお入りいただくことはできません。待合室等でお待ちいただくこととなります。

Q11 託児施設はありますか。

A 裁判所に託児施設はありません。愛知県の自治体については、「一時保育」を行っている自治体があります。詳しくは、お住まいの市区町村役

場にお問い合わせください。

Q12 幼児を連れて行ってもいいですか。

A 託児施設等はありませんので，付添の方と一緒に待合室等でお待ちいただくか，あなたと一緒に調停室に入っていただくこととなります。一緒に調停室に入ることは，お子さんにとって負担になったり，話合いに集中できなくなったりすることも予想されますので，よく御検討ください。

なお，名古屋家庭裁判所，同岡崎支部及び同豊橋支部には授乳室がありますので，必要なときにはどなたでも利用できます。

Q13 裁判所で相手方と絶対に顔を合わせたくないのですが。

A 待合室は，申立人と相手方とで別になっており，聴取も個別に行っていますが，調停の成立時には，合意した内容について双方共通認識を持っていただく必要がありますので，原則として双方同席しての進行をお願いしています。

ただ，相手から暴力を振るわれるおそれがあるなど，双方同席することが困難である相当な事情が認められる場合には，相手と顔を合わせないようにできる限りの配慮をしています。

Q14 当日，何を持っていけばいいですか。

A 次の書類などを持参してください。その他にも持参していただく書類がある場合には、期日通知書等に記載がありますので確認してください。

裁判所から送られた期日通知書

運転免許証等の本人であることを証明するもの

印鑑

Q15 調停期日に行く予定でしたが、急に行けなくなった場合はどうしたらよいですか。

A 相手方や担当調停委員へ連絡する必要があるため、至急、担当書記官までご連絡ください。担当書記官の氏名や連絡先は、期日通知書で確認してください。

Q16 期日通知書と共に送られた事情説明書の提出期限を過ぎてしまいましたが、持参した方がよいですか。

A 調停の進行に必要ですので、提出期限を過ぎても受け付けています。調停期日に間に合うようであれば郵送で、そうでない場合は持参してください。

4 調停の実際

Q17 調停期日前に，裁判所から相手方に対し，どのような書類が送られているのですか。

A 申立書の写し，期日通知書，調停手続の案内文書，書類の提出依頼の文書等が送付されます。

Q18 調停は公開の場で行われるのですか。

A 非公開です。裁判官又は家事調停官の許可なく当事者と代理人以外の人が調停室に入ることはできません。

Q19 調停は誰がどのような形で進めるのですか。

A 調停は，裁判官又は家事調停官 1 人と家事調停委員 2 人以上で構成される調停委員会が担当します。通常は 2 人の調停委員が，当事者双方に事情を尋ねたり，意見を聴いたりして，双方が納得の上で問題を解決できるように助言やあっせんをします。

Q20 調停委員と調停期日以外で話をすることができますか。

A 調停を利用される方双方に対する公平，中立の観点から，調停委員と調停期日外で話をすることはできません。

Q21 調停期日に相手方が来なかったらどうなりますか。

A 相手方が出席するよう裁判所からも働きかけをしますが，調停期日に相手方がどうしても出席しない場合，調停は不成立となり，終了します。その場合，事件の内容によって，審判手続に移行するものと手続自体が終了するものとに分かれます。詳しくは担当書記官にお尋ねください。

Q22 調停期日に行かないと，自分に何か不利益が生じますか。

A 調停期日に出席しないと，最終的には調停は不成立となり終了します。それ自体で特に不利益が生ずることはありませんが，事件の内容によっては審判手続に移行したり，別途訴訟を提起される場合がありますので，調停期日に出席して自分の主張等を明らかにされた方がよいかと思えます。

Q23 調停期日における進行はどのようなものですか。

A 1回の調停期日にかかる時間は全体で2時間程度で、概ね次のような流れで進行しますが、話し合いの内容によっては進行が異なる場合があります。

調停委員が双方から個別に話をお伺いします(相手から話をお伺いしている際には、待合室でお待ちいただきます。)

調停委員会において、双方から聴取した内容を踏まえて、双方合意している点や争いのある点について整理し、今後の調停の進行を検討します。

の検討を踏まえ、双方が合意している点、本件の解決に向けて更に検討を要する点、次回までに準備してもらいたい点などを調停委員から双方に伝えます(必要に応じて、双方同席の上、説明する場合があります。)

Q24 解決するまでどのくらい時間がかかりますか。

A 個々の事案によって異なるので、一概には言えません。できる限り早期の解決を目指しており、2、3回の調停期日で解決する事案も少なくありません。期日の間隔は1か月程度です。

Q25 調停期日外に、自分の要望や連絡したいことを相手方に伝えてもらうことはできますか。

A 期日変更の連絡や裁判所へ提出してもらう書類の連絡など調停の進行に必要な場合を除いて、相手方に要望や連絡事項を伝えることはしてお

りません。

Q26 相手方が裁判所に提出した書類を見たり，コピーをとったりすることはできますか。

A 相手方が裁判所に提出した書類については，希望すれば，原則として，その内容を見たり（「閲覧」といいます。），コピーを取ったり（「謄写」といいます。）することが認められますので，裁判所に閲覧・謄写の申請をしてください。

なお，申請の際には，本人であることの確認ができるもの（運転免許証等）と印鑑をご持参ください。

Q27 相手方に自分の現在の住居所が知られたくない時，どうしたらいいですか。

A 住所を知られたくない場合は，当該住所等の記載された書類と併せて「非開示希望申出書」を提出していただく必要があります。しかし，住所を非開示とするか否かは，最終的には裁判官の判断となりますので，上記の申出書を提出したからといって必ずしも住所が非開示になるとは限りません。詳しくは，担当書記官にお尋ねください。

Q28 話し合いがまとまったら，その内容を書類で受け取ることはできますか。

A 調停で合意ができると、その合意内容を「調停調書」という書面に記載します。この「調停調書」には、確定した判決又は審判と同一の効力があります。この調停調書の正本や謄本が必要な方は、申請手続をすれば交付を受けることができます。詳しくは担当書記官にお尋ねください。

5 遺産分割関係

Q29 遺産分割の調停を申し立てる場合、合意ができていない相続人だけを相手方にすればよいでしょうか。

A 遺産分割調停は、相続人全員が手続に関わる必要があります。したがって、あなたの分割案に合意している方も調停の相手方にしていただく必要があります。

Q30 相続人の一人が行方不明で遺産分割協議ができません。どうしたらよいでしょう。

A 行方不明の相続人について「不在者財産管理人」の選任手続をとっていただく必要があります。「不在者財産管理人」の選任手続は、家庭裁判所に審判の申立てをする必要があります。詳細は家庭裁判所の審判係（財産管理係）までお問い合わせください。

Q31 遺産分割協議が調いそうですが，遺産分割協議書はどのように作成したらよいですか。ひな型はありますか。

A 家庭裁判所の遺産分割調停手続は，分割協議が調わない方が利用される手続です。協議が調う場合は，家庭裁判所は手続に関与しません。また，遺産分割協議書のひな型は配布していません。

Q32 遺産分割協議をしていますが，協議が調いません。遺産分割調停を申し立てようと考えていますが，どのような準備が必要ですか。

A 名古屋家庭裁判所本庁の遺産分割センター（3階）では，遺産分割調停手続をお考えの方に対して，手続案内をしています。遺産分割センターの手続案内は，月曜日から金曜日（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）の午前10時30分からと午後2時00分からになっています。予約制ですので，あらかじめ電話で御予約ください。

なお，支部においては，上記と異なりますので，詳しくは申立てをお考えの支部へお問い合わせください。